



電気のご契約にあたって

本ご案内とウェブサイトを**必ず**ご確認ください

本ご案内は、当社の電気契約の供給条件および利用上の注意をご説明するものです。諸条件、注意事項につきまして、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

なお、本ご案内に関する詳細事項、ならびに記載のない事項につきましては、電気需給条件〔低圧〕および料金条件（以下「需給条件等」といいます。）ならびに四国電力送配電株式会社または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によります。需給条件等は、当社ホームページ（<https://www.yonden.co.jp/>）にて、託送約款等は、当該一般送配電事業者等のホームページにてそれぞれご覧いただけますので、あわせてご確認くださいませようお願いいたします。

「電気料金について」

「ご契約について」

「契約の申込み等について」

「電気のご利用にあたって」

A 電気料金について

電気料金単価について(単価には消費税等相当額 [税率10%] を含んでおります。)

○ おトケeプラン ※1

区 分		単 位	単価(円)
最低料金	最初の11kWhまで	契約・月	666.89
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	30.65
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	37.27
	300kWh超過分	〃	38.58

○ でんか引渡しプラン ※2 ※5

区 分		単 位	単価(円)
最低料金	最初の11kWhまで	契約・月	666.89
電力量料金	11kWhをこえ120kWhまで	1kWh	30.65
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	37.27
	300kWh超過分	〃	38.58

○ でんかeプラン ※2 ※6 ※9 ※11

区 分		単 位	単価(円)	
基本料金	最初の10kWまで 以下の使用量を含む ・平日昼間の最初の70kWhまで ・夜間・休日の最初の240kWhまで	契約・月	12,338.56	
	10kW超過分	1kW・月	617.22	
電力量料金	平日昼間(9時～23時)	70kWh超過分	1kWh	44.47
	夜間・休日(夜間は23時～翌9時)	240kWh超過分	〃	33.78

○ でんかeマンションプラン ※2 ※7 ※9 ※11

区 分		単 位	単価(円)
基本料金	最初の10kWまで	契約・月	1,551.00
	10kW超過分	1kW・月	470.56
電力量料金	平日昼間(9時～23時)	1kWh	46.71
	夜間・休日(夜間は23時～翌9時)	〃	31.99

○ 時間帯別eプラン ※2 ※8 ※11

区 分		単位	単価(円)	
基本料金	最初の10kVAまで	契約・月	1,395.90	
	10kVA超過分	1kVA・月	423.50	
電力量料金	昼間 (7時～23時)	最初の90kWhまで	1kWh	33.55
		90kWhをこえ230kWhまで	〃	40.83
		230kWh超過分	〃	43.14
	夜間(23時～翌7時)		〃	25.79

○ ビジネススタンダードプラン ※3 ※11

区 分		単位	単価(円)
基本料金		1kVA・月	397.10
電力量料金	120kWhまで	1kWh	27.25
	120kWhをこえ300kWhまで	〃	32.78
	300kWh超過分	〃	35.70

○ 低圧スタンダードプラン ※4 ※10 ※11

区 分		単位	単価(円)
基本料金		1kW・月	1,183.71
電力量料金	夏季(7月1日～9月30日)	1kWh	25.97
	その他季(10月1日～翌6月30日)	〃	24.53

- ※1 ご加入の条件として、電灯需要Aに該当する需要であることが必要です。
- ※2 ご加入の条件として、電灯需要Aまたは電灯需要Bに該当する需要であることが必要です。
- ※3 ご加入の条件として、電灯需要Bに該当する需要であることが必要です。
- ※4 ご加入の条件として、電力需要に該当する需要であることが必要です。
- ※5 本プランは、電化住宅を新設されてお引渡しされるまでの間に適用するプランです。
- ※6 本プランは、マンションまたはアパート等で独立した1建物内の総戸数が3戸以上の集合住宅にお住まいの方はご加入いただけません。
- ※7 本プランは、マンションまたはアパート等で独立した1建物内の総戸数が3戸以上の集合住宅にお住まいの場合のプランです(戸建て住宅など、集合住宅以外にお住まいの方はご加入いただけません)。
- ※8 本プランは、お引越し等の際に、新たな電気ご使用先の計量器がスマートメーターではない場合のプランです。
- ※9 休日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日および休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日ならびに12月31日をいいます。
- ※10 電気機器の力率をそれぞれの入力によって加重平均してえた値が85%を上回る場合は、基本料金を5%割引し、85%を下回る場合は基本料金を5%割増しいたします。なお、全く電気を使用しないその1月の力率は、85%とみなします。
- ※11 全く電気を使用しない月の基本料金は半額になります。

「《ありがとう割引について》」

- ありがとう割引の対象となる契約にご加入され、その契約を継続いただくことで、1年に1回、電気料金を割引いたします。
- ありがとう割引の契約継続起算日は、対象となる契約にご加入された日といたします。
- 契約継続起算日の属する月の翌月から起算して12月目の料金にて割引いたします。なお、翌年以降は、毎年同じ月分の電気料金から割引いたします。
- ありがとう割引の適用にあたり、お客さまのお手続きは不要です。

対象となる 主なご契約	■おトクeプラン ■でんかeプラン ■でんかeマンションプラン ■時間帯別eプラン など
----------------	---

区 分		単 位	単 価 (円)
ありがとう割引	契約継続起算日から1年を経過するごとに	契約・年	▲1,056.00

「《ファミリー割引について》」

- ファミリー割引の対象となる契約に2つ以上ご加入され、各契約の電気料金を一括してご請求・支払っていただくことで、各契約の毎月の電気料金を割引いたします。ただし、適用上限数は10契約までといたします。
- ファミリー割引の適用は、電気料金を口座振替またはクレジットカードで支払っていただく場合に限りです。
- ファミリー割引の適用にあたり、お客さまのお申込みが必要です。

対象となる 主なご契約	■おトクeプラン ■でんかeプラン ■でんかeマンションプラン ■時間帯別eプラン など
----------------	---

区 分		単 位	単 価 (円)
ファミリー割引	2契約以上の対象プランについて、一括でのご請求・お支払（口座振替もしくはクレジットカード）の場合	契約・月	▲110.00

「《電化機器割引について》」

- 電化機器割引の対象となる契約にご加入され、総容量が2kVA以上の電磁誘導加熱調理器等または総容量が1kVA以上の貯湯式電気温水器等をご使用のお客さまは、毎月、電気料金を割引いたします。
- ※各割引の割引対象額は、基本料金と電力量料金（燃料費調整前）の合計額とし、書面発行手数料・延滞利息額・再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。
- 「IH割」・「エコキュート割」と「でんか割」の重複適用は行いません。

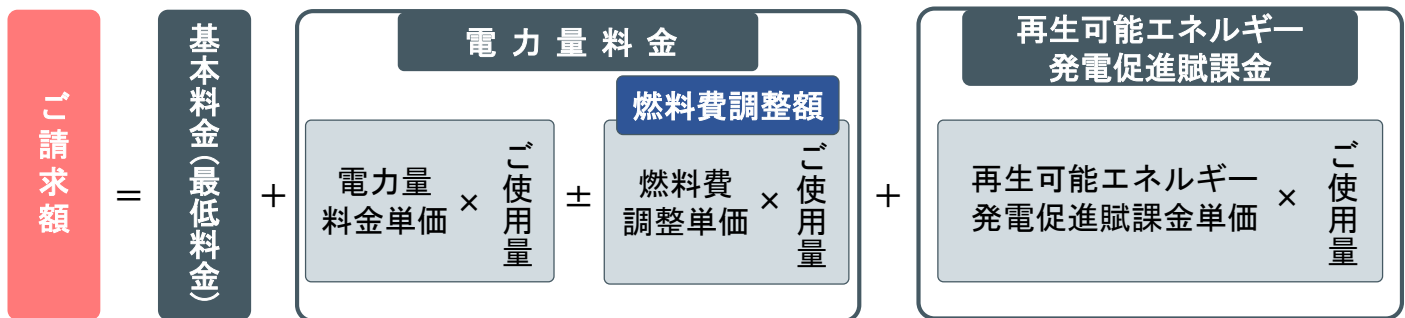
対象となるご契約	■でんかeプラン ■でんかeマンションプラン
----------	------------------------

区 分		単 位	割 引 額 (円)
I H割	電磁誘導加熱調理器等を使用する場合	契約・月	割引対象額 × 5%
エコキュート割	貯湯式電気温水器等を使用する場合	契約・月	
でんか割	電磁誘導加熱調理器等および貯湯式電気温水器等をあわせて使用する場合	契約・月	割引対象額 × 10%

毎月の料金について

- 毎月の料金は、前月の検針日から当月の検針日の前日までを1ヵ月とし、その期間の使用電力量等にもとづき以下のイメージ図のとおり算定いたします。なお、お引越などで電気のご使用期間が1ヵ月に満たない場合は、日割計算いたします。
- 検針日は、当該一般送配電事業者等が定め、当社がお客さまにあらかじめお知らせいたします。
- 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る30分ごとの接続供給電力量といたします。なお、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、託送約款等に定めるところを基準として、お客さまとの協議によって定めます。
- 原油・LNG・石炭の価格や為替レートの変動により燃料費が上昇あるいは低下した場合、燃料費調整制度により料金を調整いたします。燃料費調整制度は、①「電気料金見直し時に設定した基準となる燃料価格(=基準燃料価格)」と②「財務省が発表する貿易統計実績をもとに算定する燃料価格の3ヵ月平均値(=平均燃料価格)」との変動分を一定の基準により料金に反映するものです。過去の燃料費調整単価等、詳細については当社HP(https://www.yonden.co.jp/customer/price/fuel_adjustments.html)をご覧ください。なお、燃料費が上昇した場合の②の価格に上限はありません。
- プランの料金単価や各種割引など料金の算定方法に関する詳細事項については、当社ホームページ等でもご案内しております。

電気料金のご請求イメージ



燃料費調整単価の算定方法について

- 平均燃料価格 = $A \times 0.0875 + B \times 0.0770 + C \times 1.1770$ (100円単位とし、10円の位で四捨五入)
 - ・ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格
 - ・ B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格
 - ・ C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格
- 燃料費調整単価

燃料費調整	燃料費調整単価の算定式
プラス調整	$[\text{平均燃料価格} - 80,000\text{円(基準燃料価格)}] \times 0.154\text{円(基準単価}^{\ast}) / 1,000$
マイナス調整	$[80,000\text{円(基準燃料価格)} - \text{平均燃料価格}] \times 0.154\text{円(基準単価}^{\ast}) / 1,000$

※定額制供給のご契約の基準単価については、当社HPをご確認ください。

料金等のご請求・お支払いについて

- 毎月の料金や使用電力量は、原則として、インターネット上の当社会員制ウェブサイト(以下「よんでんコンシェルジュ」といいます。)によりお知らせいたします。「よんでんコンシェルジュ」への登録は、当社ホームページ(<https://www.yonden.co.jp/y-con/>)からお願いいたします。
- お客さまが毎月の料金を振込により支払われる場合、支払方法にかかわらずお客さまが「よんでんコンシェルジュ」に登録されていない場合またはお客さまがとくに希望される場合は、当社は請求書を発行いたします。この場合、書面発行手数料[1契約ごとに110円(税込)/月]を加算して請求いたします。
- 毎月の料金をお客さまが指定する口座やクレジットカードから毎月継続して支払っていただく場合は、あらかじめお客さまのお申込みが必要です。

- 当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法にもとづく弁護士法人(以下「債権回収会社等」といいます。)が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。
- 原則として、お客さまの料金の支払義務は、当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果等にもとづき、当社にて料金の請求が可能となった日(以下「請求日」といいます。)に発生し、支払期日は請求日の翌日から起算して30日目といたします。なお、毎月の料金をお客さまが指定する口座から毎月継続して支払っていただく場合で、お客さまが請求日の翌日から起算して31日目以降の振替日を希望され、かつ、それを当社が承諾したときの支払期日は、その振替日といたします。
- お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息(年利10%)を申し受けます。

B ご契約について

ご契約にあたって

- 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまおよび当該一般送配電事業者等と協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の末日までといたします。
- 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社のいずれからも需給契約の廃止または変更の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、電気事業法第2条の13に定める書面(以下「契約締結前交付書面」といいます。)および電気事業法第2条の14に定める書面(以下「契約締結後交付書面」といいます。)を交付し、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。なお、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法(以下「電磁的方法」といいます。)によりお知らせすることがあります。また、変更とされないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

ご契約の解約について

- 当社は、次の場合等に需給契約を解約させていただくことがあります。この場合、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
 - ・電気の供給を停止(電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等)されたお客さまが、当社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ・お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・お客さまが他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ・需給条件等によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、工事費負担金等)を支払われない場合
 - ・お客さまがその他需給条件等に反した場合
- なお、需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の解約(消滅)によっては消滅いたしません。

ご契約条件の変更について

- 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、需給条件等を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の需給条件等によります。
 - ・消費税および地方消費税の税率の変更等のやむをえない要因により、需給条件等を変更する必要がある場合
 - ・託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、需給条件等を変更する必要がある場合
 - ・その他、需給条件等を変更すべき合理的な事由が生じた場合
- 当社は、需給条件等を変更する場合には、変更前は、変更内容を、変更後は、変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地をお客さまにお知らせいたします。この場合、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電磁的方法によりお知らせすることがあります。なお、変更とされないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の内容の実質的な変更をとまわらない変更の場合には、変更しようとする事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、電磁的方法によりお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付はいたしません。

需要区分ならびに契約容量および契約電力について

- 需要区分は、次のとおりといたします。
 なお、でんかeプランおよびでんかeマンションプランの場合、使用する最大容量(以下「最大需要容量」といいます。)および契約容量は、契約設備電力とし、1kVAを1kWとみなします。
 - ◇ 電灯需要A
 電灯または小型機器を使用する需要で、最大需要容量が6kVA未満であること。ただし、特定小売供給約款に定める定額電灯を適用できる需要は除きます。
 ※最大需要容量が6kVA未満であることの決定は負荷設備の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。
 - ◇ 電灯需要B
 電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6kVA以上であり、かつ、原則として50kVA未満であること。
 - ◇ 電力需要
 動力を使用する需要で、契約電力が原則として50kW未満であること。
 ※変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- 契約容量および契約電力は次のとおりといたします。なお、でんかeプランおよびでんかeマンションプランの場合、契約容量は、契約設備電力とし、1kVAを1kWとみなします。

【契約容量】

- ◇ 契約容量は、契約負荷設備の総容量に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- ◇ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は上記にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、下記の主開閉器により契約容量または契約電力を算定する場合の算定方法により算定された値といたします。
- ◇ でんか引渡しプラン、でんかeプラン、でんかeマンションプランおよび時間帯別eプランのお客さまで、夜間蓄熱式機器を使用される場合は、上記にかかわらず、契約容量は、原則として、次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は、イによってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

イによってえた値 + ロによってえた値 × 0.1

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として【契約容量】の契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量(入力)

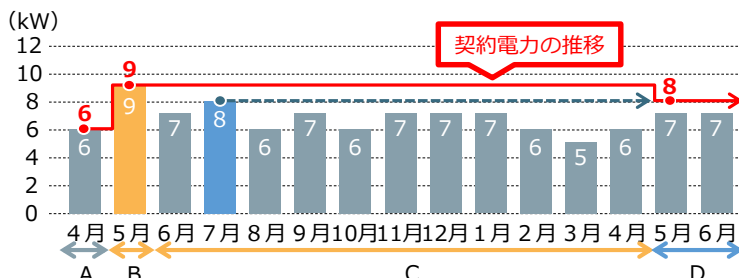
- ※1 夜間蓄熱式機器については、各料金条件に定めるものといたします。
- ※2 お客さまと当社との協議により、最大需要容量が、電灯需要Aに該当する場合にはその最大需要容量にもとづき契約容量を定めます。
- ※3 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が電灯需要Aに該当するときには、上記式のイの値は、その最大需要容量にもとづき※2に準じて定めます。

【契約電力】

- ◇ でんかeプランおよびでんかeマンションプランの場合

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。最大需要電力は、スマートメーターにより計量される30分ごとの使用電力量を2倍した値の最大値をいいます。

(具体的な契約電力の決定方法)



- A: 前月までの実績がない場合は、当月の最大需要電力6kWが契約電力となります。
- B: 前月と比較してより大きい当月の最大需要電力9kWが契約電力となります。
- C: いずれの月においても当月を含む過去1年間の最大需要電力を比較した場合、9kWが最大となるため、9kWが契約電力となります。
- D: いずれの月においても当月を含む過去1年間で最大である8kWが契約電力となります。

- ◇ 低圧スタンダードプランの場合

・契約電力は、契約負荷設備の各入力についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値とします

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

・お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は上記にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、下記の主開閉器により契約容量または契約電力を算定する場合の算定方法により算定された値といたします。

- 主開閉器により契約容量または契約電力を算定する場合の算定方法は次によります。

・供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100Vもしくは200Vまたは交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vの場合

$$\text{契約容量 (kVA)} = \text{主開閉器の定格電流 (A)} \times \text{電圧 (V)} \times \frac{1}{1000}$$

※交流単相3線式標準電圧100Vおよび200Vの場合の電圧は200Vといたします。

・供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200Vの場合

$$\text{契約電力 (kW)} = \text{主開閉器の定格電流 (A)} \times \text{電圧 (V)} \times 1.732 \times \frac{1}{1000}$$

※料金適用力率は90%とします。

- その他契約容量および契約電力に関する詳細事項については、需給条件等をご確認ください。

C 契約の申込み等について

申込み・その他変更手続き

- お客さまが当社との電気の需給契約を希望される場合または需給契約の廃止・変更を希望される場合は、あらかじめ需給条件等を承認のうえ、電話、インターネット等にて申込みいただきます。ただし、必要に応じ、当社所定の様式によって申込みをしていただくことがあります。また、本人確認を行うため、必要な書類(身分証明書等)を提示いただくことがあります。
- 相続等によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合で、当社が承諾したときは、名義変更の手続きができます。

契約の申込み・変更・解約時の注意

- 原則として、料金適用開始の日以降1年に満たないで、お客さまは需給契約を他の契約種別に変更できません。
- お客さまが料金適用開始の日(契約容量または契約電力を増加された日を含みます。)以降1年に満たないで、電気の使用を廃止または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は電気料金を精算していただくことがあります。また、この場合で、当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等にもとづき工事費の精算に係る請求を受けたときは、当社は、当該金額をお客さまに支払っていただきます。
- お客さまの増設等の申込みにより、当該一般送配電事業者等の供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで、増設等の申込みを取消または変更される場合で、当該一般送配電事業者等から託送約款等にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまに支払っていただきます。
- 当社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等(以下「工事費負担金等」といいます。)の請求を受けた場合は、その金額を原則として当該一般送配電事業者等による供給準備着手前にお客さまに支払っていただきます。なお、工事費負担金等は、託送約款等にしたいがい、必要に応じて精算するものといたします。
- 上記費用については、原則、当該一般送配電事業者等が指定した様式により金融機関等を通じてお支払いいただきます。

D 電気のご利用にあたって

- お客さまが当社との電気の需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ次の事項を承諾していただきます。
 - ・ 託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること
 - ・ 当社が、需給契約の締結に必要な事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること
 - ・ 当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客さまの情報を、当社に提供すること
 - ・ お客さまが、需給条件等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知する可能性があること
- お客さまが電気設備を当該一般送配電事業者等の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、法令で定める技術基準、託送約款等およびその他の法令等にしたいがい、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。なお、必要な措置を講じなかったことによる生じた損害については、当社は、その賠償の責めを負いません。
- 当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
- 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯または小型機器を使用する契約種別のお客さまについては90%、その他のお客さまについては85%以上に保持していただきます。
- 当社または当該一般送配電事業者等は、需給条件等ならびに託送約款等において必要となる業務を実施するため、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

- お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当該一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、託送約款等の定めにしたがい、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- お客さまが不正に電気を使用された場合等には、当社は、違約金(免れた金額の3倍に相当する金額)を申し受けることがあります。
- 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、当社は、これにともなう料金の減額は行ないません。
- 当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、供給の停止、契約の解約、停電または漏電その他の事故等により、お客さまの受けた損害について、賠償の責めを負いません。
- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。
- 当該一般送配電事業者等は、法令にもとづき、電気設備の保安のため、調査・点検を行っていますので、ご協力をお願いいたします。
- 周波数は標準周波数60ヘルツ、供給電圧は標準電圧100Vまたは200Vといたします。
- 需給契約のお申込み・締結の際に、お客さまにご提供いただいた個人情報は、当社が定める「個人情報保護に関する基本方針」にもとづき、適切に取り扱わせていただきます。なお、「個人情報保護に関する基本方針」は、当社ホームページにてご確認ください。

【各種お申込みおよびお問合せ先】

電話	<p>【受付時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00 [土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く]</p> <p>[徳島]0120-564-552 [高知]0120-410-430 [愛媛]0120-410-452 [香川]0120-410-761</p>
Web	<p>四国電力ホームページ : https://www.yonden.co.jp/</p>

四国電力株式会社
 小売電気事業者登録番号 : A0274
 本店所在地 : 香川県高松市丸の内2番5号